令和３年度

田　上　小
いじめ防止基本方針

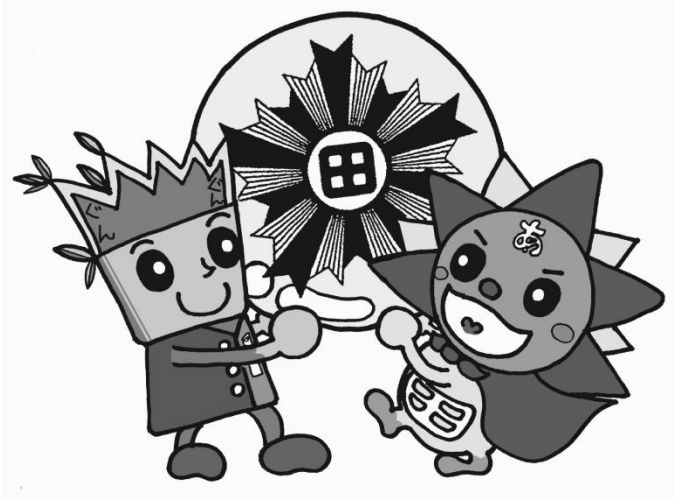

鹿児島市立田上小学校

田上小いじめ防止基本方針全体計画

【いじめ問題への学校の目標】
児童一人一人の望ましい成長をめざし，全ての児童がいじめを行わず，他の児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することなく，生きがいのある充実した学校生活を送ることができるように，「いじめ問題根絶」に全職員で取り組むようにする。

【いじめ防止対策委員会】（月一回の三主任会・学年主任会と兼ねる）場所：校長室，職員室

構成　管理職(校長，教頭)，教務主任，生徒指導主任，生活指導部，学年主任
その他必要に応じた関係者及び外部専門家

内容
◆　いじめ問題に対する早期対応・未然防止
◆　年間を通した取組等について検討　◆年間の活動を検証し，次年度への計画の作成

ＰＴＡとの連携
○　学級ＰＴＡ
　学年ＰＴＡ
　ＰＴＡ役員会
○　語り愛デー
　（教育相談）

学校の取組
○　未然防止
・あいさつあふれる学校づくり
・自己有用感をもち，互いを認め合う風土づくり
・学習のしつけの徹底
・児童会によるいじめ防止の活動
○　早期発見
・アンケートや個別面談の実施(教育相談，子供相談)
○　いじめ問題発生時の対処(※別紙組織図)
・いじめ問題対策委員会の設置,報告体制の確立
・聞き取り，統一様式による指導経過の記録

関係機関との連携（用紙・電話）
○　市教育委員会への連絡
○　県総合教育センターからの助言
○　児童相談所への連絡
○　校内研修での講師要請

○　民生委員
○　スクールガード
○　学校支援ボランティア
○　田上交番　　など

【年間計画】

	児童生徒関係	職員関係	検証関係
４月	□１年生を迎える会 □縦割りあさひ子グループでの異年齢活動（年間） □学級づくり週間	・「学校いじめ防止基本方針」の年度当初の取組確認と共通理解 ・学級づくり週間 ・~~家庭訪問~~（夏休み教育相談へ変更）	○学級づくり週間の取組
５月	□ニコニコ集会（校内放送） □標語，ポスターへの取組	・ニコニコ月間での全校での取組 ・学年での取組の共通理解と実践 ・子ども相談旬間の実施と情報交換	○「いじめ防止啓発強調月間（ニコニコ月間）」の取組とまとめ（報告６月）
６月	□児童総会 □ ＪＲＣ登録式	・いじめ防止に関する道徳の授業の実施 ・不登校について考える週間	○「学校楽しーと」の実施・集計と児童への聞き取り調査
７月		・職員の意識調査（学校評価） ・夏休み教育相談（全家庭）	○「学校いじめ防止基本方針」の見直しと「学校楽しーと」の取組状況の確認，２学期以降の対策検討
８月		・外部講師を招聘しての研修会 ・夏休み教育相談（全家庭）	
９月	□教生先生を迎える会	・生活のきまりの確認と指導の徹底，教育実習生への生活指導資料の作成 ・いじめ問題を考える週間	○学級づくり週間の取組 ○「いじめ問題について考える週間」の取組とまとめ（報告１１月）
10 月	□教生先生を送る会 □読書集会	・教育実習期間・実習後の生活指導 ・先生と語る週間（語り愛ウィーク）	○「いじめ防止啓発強調月間」の取組とまとめ　（報告１１月）
11 月	□校内読書月間 □児童総会	・子ども相談旬間の実施と情報交換	○「学校楽しーと」の実施・集計と児童への聞き取り調査
12 月	□人権週間	・人権週間の取組 ・職員の意識調査（学校評価）	○「学校いじめ防止基本方針」の見直しと「学校楽しーと」の取組状況の確認，３学期以降の対策検討
１月		・生活のきまりの確認と指導 ・先生と語る日（語り愛デー）	○学級づくり週間の取組
２月	□校内読書旬間 □ボランティア集会	・子ども相談旬間の実施と情報交換 ・職員の意識調査	○「学校楽しーと」の実施・集計と児童への聞き取り調査
３月	□６年生を送る会	・引き継ぎファイル作成	○「学校いじめ防止基本方針」の見直しと来年度に向けた共通指導事項等の確認

※　毎月第２木曜日は教育相談の日

１　「田上小いじめ防止基本方針」について

⑴　基本理念と内容等について

鹿児島市立田上小学校では,**「いじめ防止対策推進法」第１３条に規定**されている**「学校は，いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し，その学校の実情に応じ，当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」**に基づき，次のような基本理念をもって，いじめの防止等の対策に積極的に取り組む。

＜いじめ防止等の対策に関する基本理念＞

いじめは，全ての児童生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は，全ての児童生徒が安心して学校生活を送り，様々な活動に取り組むことができるよう，学校の内外を問わず，いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また，全ての児童生徒がいじめを行わず，いじめを認識しながら放置することがないよう，いじめの防止等の対策は，いじめが，いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて，児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて，いじめの防止等の対策は，いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ，市，学校，地域住民，家庭その他の関係者の連携の下，いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

⑵　本校の実態

田上小校区は，天神地区・美尾﨑地区・前地区・中園地区・上地区・西上地区・西下地区・西之谷地区・上西之谷地区の９地区であり，あいご会活動が，年間を通して計画的に行われている。本校では，豊かな心をもち，自他共によりよい生き方をめざして,「あさひ子五つの約束」の実践と人権・小さな親切の推進を行っている。また，１年生から６年生で構成した「あさひ子縦割りグループ」で，清掃活動を行ったり読書月間の読み聞かせや交流給食を行ったりして，異学年での交流を行っている。そこで，高学年が低学年に教えたり，異学年で力を合わせて活動したりする姿が見られる。

２　いじめの防止等に関する基本的考え方

⑴　いじめの定義

＜「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号）＞

（定義）第２条

１　この法律において「いじめ」とは，児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

２　この法律において「学校」とは，学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第１条に規定する小学校，中学校，高等学校，中等教育学校及び特別支援学校（幼稚園を除く。）をいう。

３　この法律において「児童等」とは，学校に在籍する児童又は生徒をいう。

４　この法律において「保護者」とは，親権を行う者（親権を行う者のいないときは，未成年後見人）をいう。

※「一定の人間関係」とは，学校の内外を問わず，当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）などとの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは，身体的な影響のほか，金品をたかられたり，隠されたり，嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除く。

ア　いじめの認知

○　特定の教職員のみによることなく，第 22 条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

イ　いじめの判断

○　表面的・形式的に行わない。

○　いじめられた児童生徒の立場に立つ。

○「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努める。

○　いじめられていても，本人がそれを否定する場合があることを踏まえ，児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。

○　いじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認する。

○　いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目して見極める。

・外見的にはけんかのように見える場合など

・インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など

○　いじめに当たると判断した場合にも，全てが厳しい指導を要するとは限らない。

・好意から行った行為が心身の苦痛を感じさせてしまったような場合など

具体的ないじめの態様（例）

冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる

・不快に感じるあだなをつけられ，しつこく言われる
・容姿や言動について，不快なことを言われる
・「消えろ」「死ね」などと存在を否定される

仲間はずれや集団による無視をされる

・遊びや活動の際，集団の中に入れない
・わざと会話をしない
・席を離す，避けるように通る

ぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする

・ぶつかるように通行する，通行中に足をかけられる
・遊びと称して，よく技をかけられたり，叩かれたりする
・叩かれたり，蹴られたりすることが繰り返される

金品をたかられる

・脅されてお金や品物を要求される
・筆記用具を何度も貸しているが返却されない

金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする

・くつを隠される
・持ち物を取られ，傷をつけられる，ゴミ箱に捨てられる

嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする

・机や壁に誹謗中傷を書かれる
・人前で衣服を脱がされる
・脅されて万引き等をさせられる

パソコンやスマートフォン等を使って，誹謗中傷や嫌なことをされる

・ブログや掲示板に誹謗中傷や事実と異なることを書かれたり，個人情報や恥ずかしい写真を掲載されたりする
・いたずらや脅しのメールを送られる
・ＳＮＳのグループからわざと外される

(2)　いじめ防止等の対策のための組織

本校では，いじめ防止対策推進法第２２条に則り，いじめの問題に対する指導体制を十分機能させていくために，校長のリーダーシップのもと，学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を中心に，学校全体で組織的，継続的な取組を行っていく。また，本校の実態に応じた校内連絡体制を見直し，適切な報告や情報の共有がなされるとともに，いじめの態様や原因，その背景等に応じて，指導方針や指導方法を明確にし，具体的な指導方法や内容等の共通理解を図りながら組織に対応していく。

＜「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号）＞

> 第22条　学校は，当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため，当該学校の複数の教職員，心理，福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

ア　組織の構成

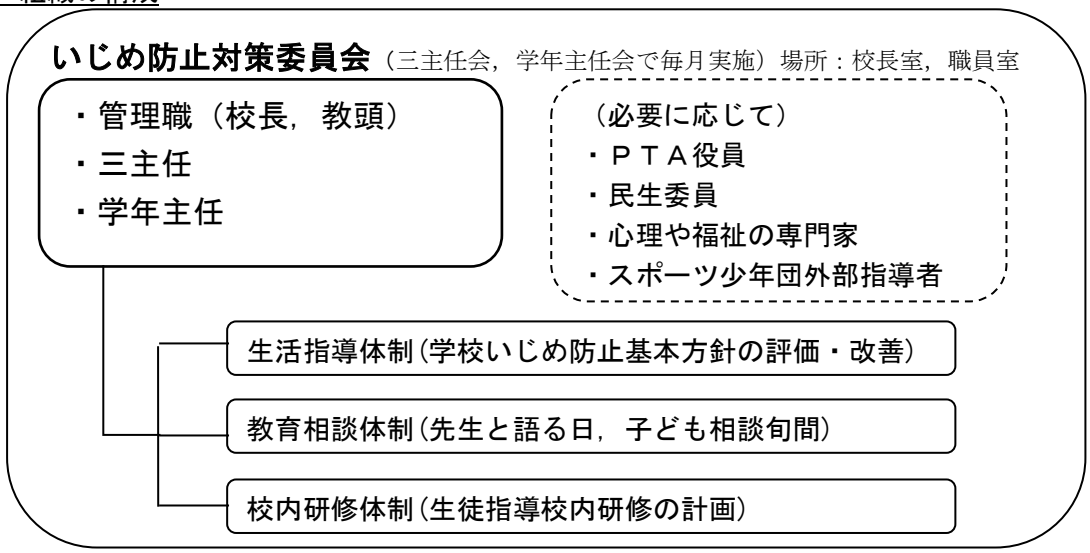

イ　連携する機関及び連絡先

鹿児島市教育相談室（市教育総合センター）		２２６－１３４５
いじめ相談（市教育総合センター）		２２４－１１７９
悩み・心配ごと相談（市青少年補導センター）		２２４－２０００
家庭児童相談	鹿児島市子ども福祉課	２１６－１２６２
	谷山福祉部福祉課	２６９－８４７３
県中央児童相談所		２６４－３００３
子ども・家庭１１０番		２７５－４１５２
かごしま教育ホットライン		０１２０-７８３-５７４ ０５７０-０-７８３１０ ２９４－２２００
教育相談課（県総合教育センター）		
ＰＴＡすくすくライン		２５１－０３０９
県警察本部ヤングテレホン（少年サポートセンター）		２３２－７８６９
西警察署相談窓口		２８５－０１１０

３　いじめの未然防止

⑴　未然防止について

いじめは，どの児童にも，どの学校でも起こりうることを踏まえ，より根本的ないじめの問題克服のためには，全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり，全ての児童を，いじめに向かわせることなく，心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み，いじめを生まない土壌をつくるために，関係者が一体となった継続的な取組を行っていく。

＜「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号）＞

（いじめの禁止）
第４条　児童等は，いじめを行ってはならない。
（学校におけるいじめの防止）
第 15 条　学校の設置者及びその設置する学校は，児童等の豊かな情操と道徳心を培い，心の通う対人関係能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ，全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。
２　学校の設置者及びその設置する学校は，学校におけるいじめを防止するため，当該学校に在籍する児童等の保護者，地域住民その他の関係者との連携を図りつつ，いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援，当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

ア　全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点

○　「いじめは決して許されない」ということの理解を促す。

○　豊かな情操や道徳心，自分の存在と他人の存在を等しく認め，お互いの人格を尊重し合える態度など，心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。そのために，教職員が主体となった「居場所づくり」と児童生徒が主体となった「絆づくり」を推進する。つまり，教職員は，児童生徒が安心して，自己存在感や充実感を感じられる学級や学校にしていく「居場所づくり」に努め，児童生徒は，日々の授業や学校行事等において，主体的に取り組む共同的な活動を通して，互いの信頼関係等を築いていく「絆づくり」に取り組んでいくことが，いじめの防止等の対策においては重要である。

○　いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し，その改善を図り，ストレスに適切に対処できる力を育む。

イ　学校の取組

学校の教育活動全体を通じ，全ての児童に「いじめは決して許されない行為であり，自ら命を絶ってはならないこと」等を伝えることを通して，いじめの未然防止や問題の解決に図るようにする。未然防止の基本は，児童生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育て，規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことである。また，集団の一員としての自覚や自信を育むことにより，互いを認め合える人間関係・学校風土をつくるように努める。さらに，教職員の言動が，児童生徒を傷つけたり，他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう，指導の在り方に細心の注意を払い，指導する。また，いじめ問題に関する道徳や学級活動等の授業を実施し，児童に「学校はいじめ問題に真剣に取り組み，自分たちを守ってくれる」ということを実感させるようにする。

ウ　実践の方向性と本校での取組の概要

未然防止の観点から，全ての児童が安心でき，自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりに努める。

○　「あいさつあふれる学校づくり」を合言葉に，全職員が児童のあいさつ指導に重点を置きながら，自らの学級における生活指導の在り方を見直したり，児童の変容を見届けたりしていくことで，いじめを生まない風土づくりと活気ある学校の姿を目指していく。

○　朝の会や帰りの会，集会等の時間に自分や友達のよさを発見・紹介し合う時間を設定し，互いを認め合う学級の風土を醸成していく。

○　学校が設定している「学習のしつけ」を，全職員が一丸となって徹底していくことで，児童に，規則を守り規律正しく生活することのよさを実感させていく。

校内での取組	時期	具体的内容	係（提案）
◆いじめ防止啓発強調月間（ニコニコ月間の推進）	５月25日～６月25日	○　ニコニコ月間ポスター及び標語の作成…作品作りを通して理解を深める。	広報委員会
		○　児童集会での「ニコニコ集会」の実施・・・いじめ防止についてみんなで考える集会を実施。(R3年度は校内放送)	児童運営委員会
		○　全校朝会での話（ニコニコ月間，いじめ防止について）	生活指導係
		○　学校楽しーとの実施…アンケート結果の報告と活用	生活指導係
		○　取組についての評価アンケートを職員に行い，それに対する改善点を学年主任会で話し合う。全職員に，生徒指導便りで共通理解を図る。	生活指導係 学年主任会 学年会
◆「いじめ問題を考える週間」の設定と具体的な取組	４月 ９月 １月	○　各行事等の充実・・・学級づくり，いじめ問題等を関連付けた指導や取組 （運動会，宿泊学習，修学旅行，音楽発表会等）	特別活動係 学級担任
		○　道徳の時間の充実…１・３・６年（友情・信頼，助け合い）２・４・５年（思慮）（勇気）	道徳部
		○　日記からの情報収集…児童の悩みや心の揺れを敏感に察知する。	学級担任
		○　教育実習生への指導…より多くの者が児童を見守る。	教育実習係
		○　取組についての評価アンケートを職員に行い，それに対する改善点を学年主任会で話し合う。全職員に，生徒指導便りで共通理解を図る。	生活指導係 学年主任会 学年会
◆アンケートの実施	６月 11月 ２月	○　学校楽しーとの実施 ・年間３回の「学校楽しぃーと」を活用し，いじめの実態調査を行う。 ・実態調査を基に，事後指導や学級づくりに生かす。 ○　いじめ問題に対する啓発 ・保護者や地域への資料配布	生活指導係 学級担任
	年間	○　連続して欠席している児童の確認と連携 ・いじめに限らず，不登校においては，３日以内の初動の在り方が大切であることから，学期始めに連続して欠席している児童がいないかを把握し，複数の職員で早期対応に努め，関係機関との連携を図る。	保健指導係 生活指導係

エ　教職員の資質向上

教職員一人一人がいじめの問題に対し，正しい共通認識を持ち，適切な対処が行われるよう，研修等を通して，いじめの問題への対処の在り方について，理解を深められるようにする。

○　専門的な知識や経験を有する講師を定期的に招聘し，充実した職員研修を行うことで，いじめを生まない，解決できる学級・学校づくりに向けて，教師一人一人の授業力や学級経営力の向上を図っていく。

○　「生徒指導便り」を毎月発行し，その月に発生した児童の問題行動や各種事案について，全職員が共通理解できるようにする。また，生活指導に役立つ情報や研修会の報告等を掲載することで，一人一人の資質向上を図っていく。

４　いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり，遊びやふざけあいを装って行われたりするなど，大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。また，ささいな兆候であっても，いじめは軽微なものが徐々に深刻化していくこともあることから，早い段階から的確に関わりをもち，いじめを軽視することなく積極的にいじめを認知することができるようにしていく。

そのために，日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め，児童が示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つようにする。具体的には下の６項目を中心に組織的・計画的に実践していくようにする。そして，気になることについて，日頃から教職員同士（放課後，学年会，学年主任会など）や保護者（放課後，教育相談日，先生と語る週間，学級ＰＴＡなど），また，関係機関と連絡を取り合う関係を築いておくようにする。

早期発見のための６項目	担当	具体的な取組
○　アンケートの定期的な実施による情報の収集・共有	生活指導係	・「学校楽しーと」（６月,１１月，２月）の実施
○　県作成の「いじめ対策必携」の活用	生活指導係 学年主任	・生徒指導校内研修や学年会での読み合わせと確認（学期初め，問題発生時）
○　定期的な教育相談による児童の状況の把握と情報の共有	教育相談係	・語り愛デー，語る週間（毎月の教育相談） ・子ども相談旬間（学期３回）
○　スクールカウンセラーや臨床心理相談員等の保護者への周知及びその活用	生活指導係	・スクールカウンセラーや臨床心理相談員等の案内文の配布と周知（４月）
○　管理職をはじめ，全職員による校内巡視等の実施	全職員	・朝，休み時間，昼休み時間の校内巡視（学年一人以上）
○　学校の取組の発信及び情報の収集・共有	管理職 学年主任	・学校便りやＰＴＡの会合

５　いじめへの早期対応

いじめがあることが確認された場合は，直ちに，いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し，いじめたとされる児童に対して，担任と学年主任等二人以上で事情を聴き取り，確認した上で統一様式の用紙に記入する。生徒指導主任が，その日に，いじめ問題等対策等委員会を臨時で開く。そこで，指導方針や指導方法を明確にし，具体的な指導方法や内容等の共通理解を行い適切に指導する等，組織的な対応を行う。また，家庭や教育委員会への連絡・相談や，事案に応じ，関係機関との連携を図るようにする。

⑴　いじめを認知した場合の連絡体制

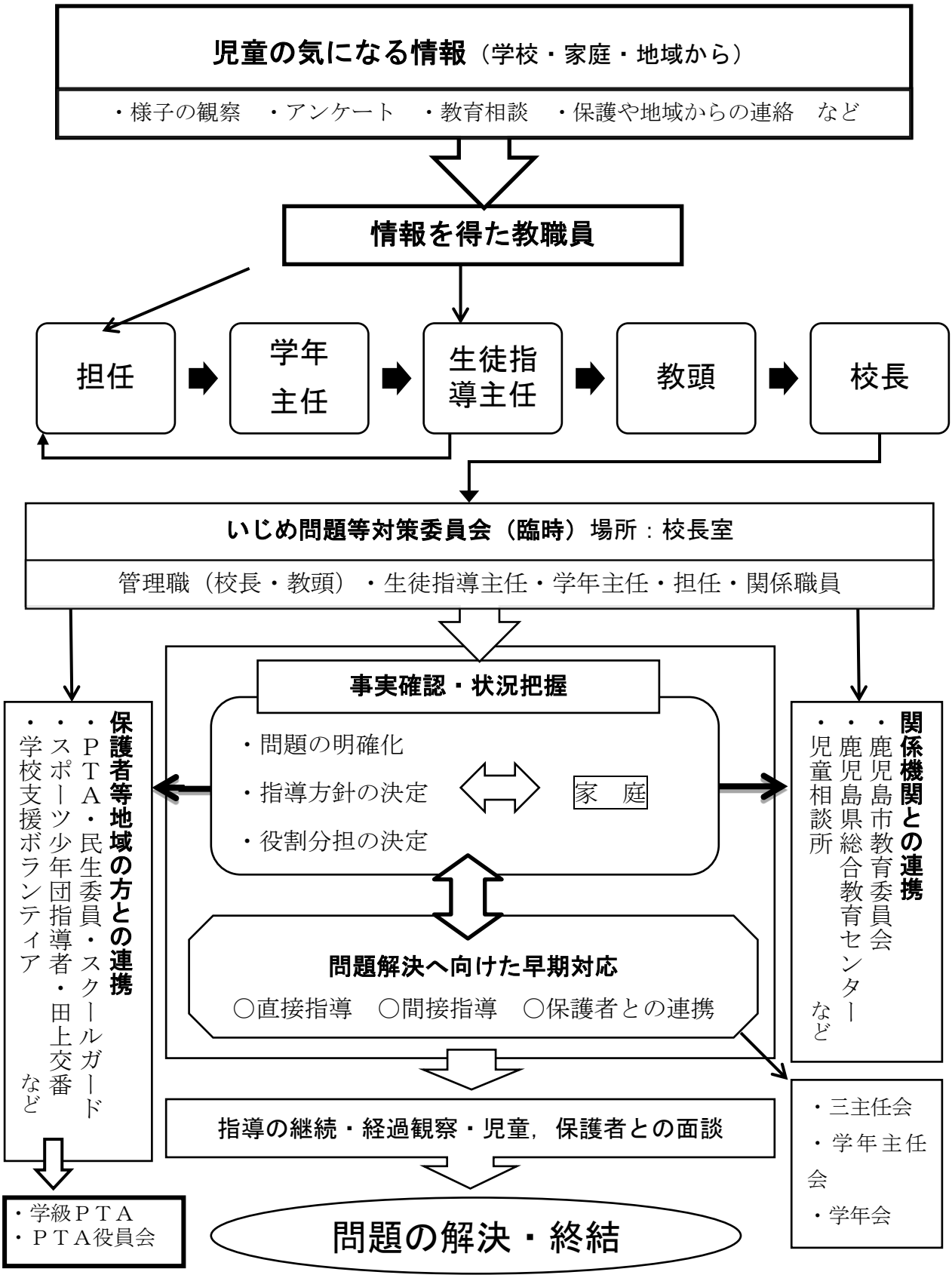

※　担任は，事実確認から指導内容，経過観察，問題の解決・終結までを統一様式に記録し，学年主任，生徒指導主任に報告する。

ア　いじめを受けた児童への対応

いじめを受けた児童の安全を直ちに確保してから，いじめを受けた児童の側に立ち，絶対に守り通すという姿勢を明確に伝え，共感しつつ話をよく聴き，いじめの内容や関係する児童などの事実関係を明らかにする。また，具体的な対応を示し，必ず解決することを伝え，安心感を与えるとともに，注意深く見守り，安心感をもたせながら支援を行う。

イ　いじめを行った児童への対応

いじめを行った児童からも，十分に話を聴き，いじめの内容や関係する児童などの事実関係を明らかにする。その後，いじめは，人間の生き方として絶対に許されない，卑怯な行為であることを理解させて，すぐにいじめをやめさせるとともに，傷ついた相手の気持ちを理解させ，心から謝罪できるように指導する。さらに，学校の「組織」が中心となって組織的・継続的に見守り，指導を徹底する。児童の発達上の悩みや葛藤などについても十分に考慮し，立ち直りを支援していくようにする。

ウ　いじめを通報した児童等への対応

学校は，通報した児童のプライバシーが完全に守られるよう，十分に配慮する。また，勇気をもって教職員にいじめを通報した児童を十分称賛するとともに，守り通すことをはっきり伝え，いじめを通報した児童の安全を確保するための取組を徹底する。

エ　いじめを行った集団及び周囲の児童への対応

いじめている児童のまわりで，一緒になって見ていることなどは，いじめ行為と同じであることを理解させる。さらに，いじめられている児童の気持ちになって考えると，何もしないでいることは，いじめを行ったのと同じように思われることに気付かせる。また，いじめは，他人事ではなく，自分の問題として考えさせるとともに，いじめを見かけたら，すぐに知らせる勇気をもたせる指導を行う。

オ　保護者への対応

いじめを受けた児童の保護者に対しては，家庭訪問し，丁寧に状況を説明するとともに，学校としての取組方針を伝え，誠実に対応する。いじめを行った児童の保護者に対しても，家庭訪問し，丁寧に状況を説明するとともに，学校としての指導方針を伝え，協力を求める。学校は，双方の保護者ともに連絡を密にし，謝罪の場を設けるなど，誠意を尽くした対応を続けるとともに，保護者の心のケアを図るため，必要に応じて，スクールカウンセラーや臨床心理相談員等を活用する。

カ　地域や家庭，関係機関等への対応

学校は，学校評議員，ＰＴＡ等地域の関係団体等と，いじめの問題について協議する機会を設けたりするなど，いじめの問題に対して地域や家庭と連携した対策を日頃から推進することが必要である。また，いじめを発見した場合は，必要に応じて協力を依頼することも考えられる。さらに，いじめの問題における指導において，十分な効果を上げることが困難な場合などには，児童相談所や警察などの関係機関との適切な連携が必要である。

⑵　実践の方向性と本校での取組の概要

学校における組織的な対応が可能となるよう報告体制を確立する

ア　早急の対応（言いづらいことこそ，隠さずにすぐに伝える。）

○　一人で悩んだり抱え込んだりせず，速やかに組織的に対応する。

○　自分で判断せず，細かなことでも全て学年主任に相談をする。

○　基本体制「学年主任→生徒指導主任→教頭→校長」を厳守する。
○　急を要する第一報は口頭で行う。その後，必要に応じて事実確認を再度行い，管理職に報告後，今後の対応や指導の在り方について協議する。

イ　経過の記録とトラブル防止

○　保護者に配布する資料は，必ず主任と管理職に回議・承認を受ける。
○　統一様式を用いて，正確な記録・報告を行い，共通理解を図るようにする。
○　児童・保護者に対する聴き取りや指導の経過は，各自が細かく記録し続ける。

ウ　聴き取り調査や保護者への連絡

○　児童の学習の機会を奪うことがないよう，授業中や朝・帰りの会などに聴き取りを行わないこと。
○　聴き取りを行う時間や場所は，他の児童に気付かれないよう配慮すること。
○　聴き取りを行う際は必ず複数の職員で行い，一人が聴き取りを行っている間，もう一人が視界に入らない所でメモを取るようにすること。
○　事実確認の場合は，該当児童一人ずつに聴き取りを行い，後で照らし合わせるようにすること。
○　事実確認と指導を同時に行うのではなく，まずは事実確認だけを行い，「いじめ問題等対策委員会」を生徒指導主任が開き，指導の方向性を協議した後，指導を行うこと。
○　記録を取る際は，所見や考察などを加え包括的に書くのではなく，「どのような問い」に対し「どのような答え」があったかを正確に記録すること。
○　聴き取りや指導を行った際は，保護者へ事実報告や指導した内容を，その日のうちに管理職，生徒指導主任に伝えること。
○　聴取内容は，生徒指導主任が一括してファイルに整理し，耐火書庫へ保管する。
○　保護者同士の話し合いの場を設定するときには，「いじめ問題等対策委員会」で協議した後，担任が保護者へ電話で連絡する。

⑶　地域や家庭との連携

児童の健やかな成長を促すために，社会全体で児童を見守り，学校と地域，家庭とが連携していくようにする。具体的には，ＰＴＡや地域の関係団体等と学校が，いじめの問題について協議する機会を設けるなど，いじめの問題について地域，家庭と連携した対策を推進していく。また，いじめの早期発見のため，家庭生活における小さな変化を把握することや，いじめを行った児童に対して根気強く毅然とした指導を継続して行っていくために，保護者と十分な連携を図っていくようにする。

そのために，学校便りや学年週報等での広報・啓発を行ったり，学級や地区のＰＴＡにおいても，定期的にいじめ防止に関する話題を取り上げたりする。また，ＰＴＡ補導安全部による毎月の地区補導を行い，地域や家庭と連携した児童の健全育成に努めていく。

⑷　関係機関との連携

いじめの問題への対応において，学校が，いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず，その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには，関係機関や臨床心理相談委員の活用など，適切な連携を図るようにし，そのための窓口交換や情報共有体制を構築しておくようにする。

６　重大事態への対処

(1)　重大事態の発生と緊急対応

ア　重大事態の意味

＜「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号）＞

生命，心身又は財産に重大な被害が生じた場合（法第２８条第１項第１号に係る事態）

・児童生徒が自殺を企図した場合　　・身体に重大な障害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合　　・精神症の疾患を発症した場合

相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合（法第２８条第１項第２号に係る事態）

不登校の定義を踏まえ，年間３０日を目安とする。ただし，児童が一定期間，連続して欠席しているような場合には，上記目安にかかわらず，学校の設置者又は学校の判断により，迅速に調査に着手することが必要である。

イ　重大事態への緊急対応

○　重大事態の報告

重大事態を認知した場合，学校は市教育委員会を通じて，直ちに市長へ報告する。

○　全校体制による緊急対応

学校の「いじめの防止等の対策のための組織」は，あらかじめ以下に例示するような対応について緊急対応策を策定しておき，チームを組織するなどして，市教育委員会と連携して全校体制で対応する。

・事態の状況確認，情報収集，情報整理
・児童の状況確認と支援・指導，児童・保護者・教職員の心のケア
・ＰＴＡ・警察などとの連携など

○　市教育委員会との連携

・情報確認，情報収集，情報整理したことを市教育委員会に報告
・臨床心理相談員やスクールカウンセラーなどの緊急派遣等の人的支援の要請
・県教育委員会や警察などとの連携についての要請

(2)　学校による調査

法第２８条第１項の規定に基づき，重大事態に対処するとともに，再発防止に資することを目的として，事実関係を明確にするための調査を行う。

ア　調査の組織

「重大事態緊急対応委員会」を設置して各チームに分かれて調査を行い，連携を図って対応する。

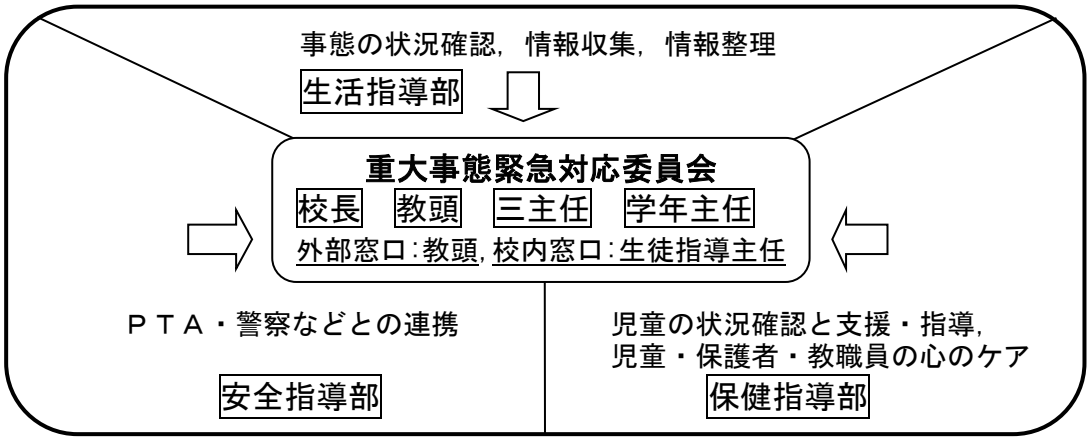

イ　事実関係を明確にするための調査の実施

以下のような事実関係を，可能な限り網羅的に調査する。この際，因果関係の特定を急ぐべきではなく，関係機関等との情報連携を図りながら，客観的な事実関係を速やかに調査する。

・いつ（いつ頃から）　・どこで　・誰が　・何を，どのように（態様）
・なぜ（人間関係の状況や学校の対応に関する課題など）

○　いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合聴き取り調査を中心に実施するなど，調査については十分な配慮を行い，インターネット上のプライベートに関する情報拡散・風評被害等にも配慮する。

・いじめられた児童の学校復帰を最優先とした調査
・情報を提供してくれた児童等の安全確保
・県教育委員会が実施する「学校ネットパトロール事業」を活用した緊急監視の実施など

○　いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合（いじめられた児童が入院又は意識不明等の病状や死亡した場合），当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し，今後の調査について協議し，調査に着手する。

⑶　その他留意事項

ア　心のケア

○　いじめられた児童及びその保護者はもちろんのこと，調査そのものが調査対象の児童や保護者に心的負担を与えることも考慮し，調査の実施と並行して，市教育委員会に臨床心理相談員やスクールカウンセラーを依頼する。

イ　調査に当たっての説明等

○　いじめられた児童及びその保護者に対して調査方法や調査内容について，十分説明し，合意を得ておく。

○　調査経過についても，適時・適切な方法で報告することが望ましい。

ウ　調査対象の児童及びその保護者に対して

○　調査によって得られた結果については，分析・整理した上で，いじめられた児童及びその保護者に情報提供する旨を十分説明し，承諾を得ておく。

エ　報道取材等への対応

○　プライバシーへの配慮を十分に行い，事実に基づいた，正確で一貫した情報を提供するために，窓口を教頭として，市教育委員会と連携をとりながら対応する。

オ　新型コロナウイルス感染症に関する差別・偏見の防止

○　新型コロナウイルス感染症の影響が全国的に拡大し，学校においても感染者の発生が継続している中，感染者やその家族、完治した人や感染症に関わる人に対する接し方について，関係機関の資料等を活用し，適切な指導を行う。

7　その他

○　学校いじめ防止基本方針を,学校のホームページで公表し，児童一人一人のいじめの防止への理解と認識を深め，実践への意欲喚起を図ることができるようにする。

○　学期末に，定期的な点検・見直しを行い，これに基づいた必要な措置を行い，学校いじめ基本方針を更新していくようにする。

◆　いじめ問題等対応組織図（いじめ問題等発生時）

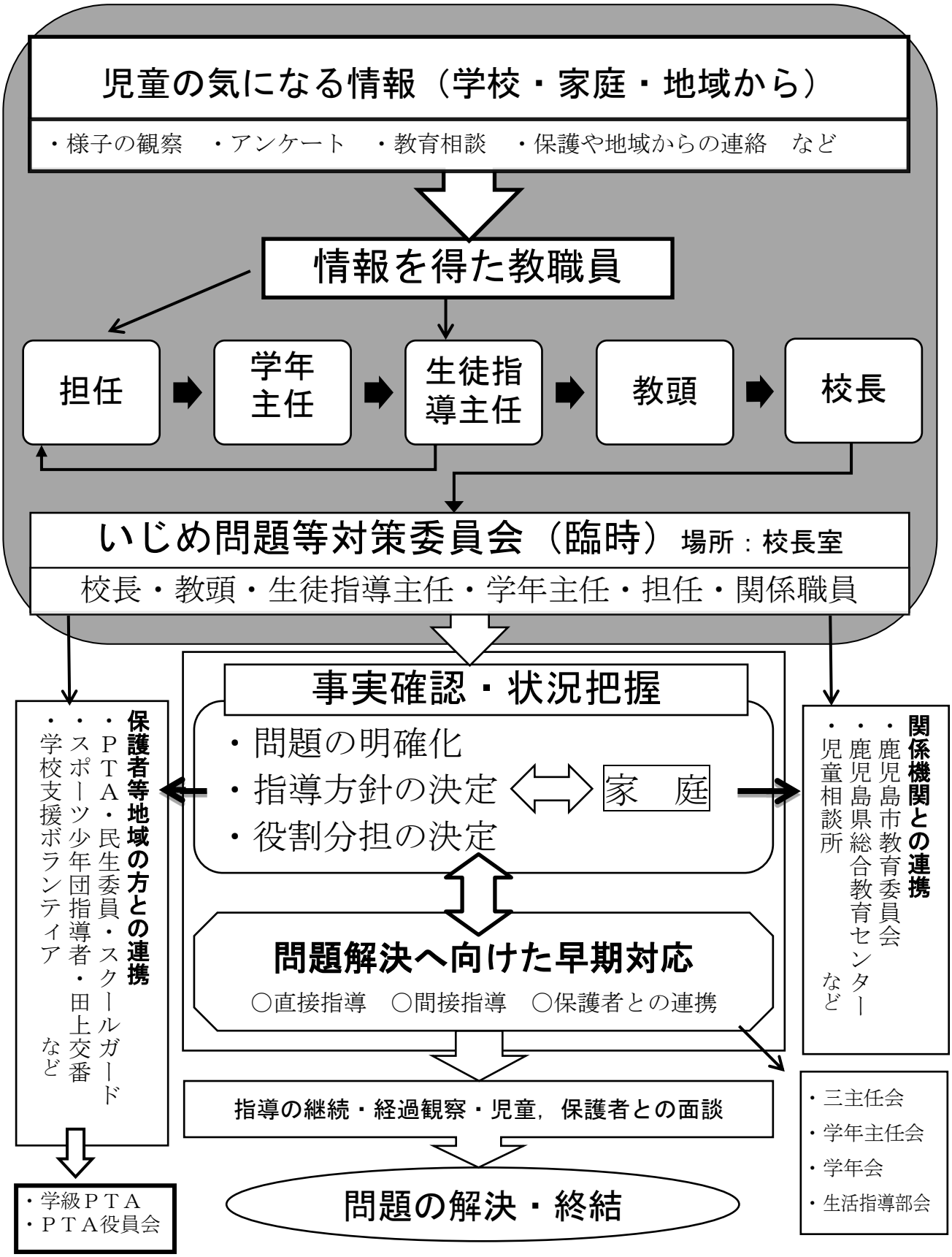

※　担任は，事実確認から指導内容，経過観察，問題の解決・終結までを「統一様式」に記録し，学年主任，生徒指導主任に報告する。